

5-6 法定検査の結果の判定は、どのように行うのですか。

1 総合判定の方法

法定検査は、大きく分けて「外観検査」「水質検査」「書類検査」についてp.74に示す小項目ごとに「良」「可」「不可」の判断を行います。

「外観検査」については、浄化槽の設置及び各単位装置の稼働状況について、検査項目ごとに異常が認められるか否かを検査します。

「水質検査」については、当該浄化槽の水質検査結果と次ページの表に掲げる各検査項目の望ましい範囲に照らして、異常が認められるか否かをチェックします。

ただし、水質は浄化槽の使用状況や季節的変動などの影響を受け、かつ、水質検査はスポット検査であることから、この表に掲げる範囲に該当しないことのみをもって、直ちに設置及び維持管理が不適正であると判断されるものではありません。

「書類検査」については、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否か、記録の保存の有無及び記載内容が適切か否かを検査します。

2 総合判定の意味

指定検査機関は、検査終了後、検査結果書を作成し、当該浄化槽の管理者に提出することになります。

この検査結果書には、各検査項目における「良」「可」「不可」の判断に加えて、浄化槽の使用に関する基礎的な情報（設置年月日や実使用人員、建築物の用途等）を考慮して、「適正」、「おおむね適正」、「不適正」の3段階の総合判定が記載されることとなります。この判定の意味するところは次のとおりです。

(1) 適正

「適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に問題があると認められない場合を指す。

したがって、原則として全てのチェック項目が「良」と判断されたものを「適正」と判定するが、浄化槽の放流水質又は公衆衛生に及ぼす影響が比較的軽微であるか、あるいは、必ずしもこれらの悪化を伴わないと考えられる項目について「可」があっても、総合判定において「適正」と判定することができる。

(2) おおむね適正

「おおむね適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合であって、「不適正」以外のものを指す。

この判定は、あくまで「適正ではない」ことを意味しているので、検査後の維持管理等には特に注意を要する。

(3) 不適正

p.80を参照してください。



水質検査の各検査項目の望ましい範囲

1. pH	5. 8~8. 6
2. 汚泥沈殿率	
単独処理浄化槽	10%以上 60%以下
合併処理浄化槽	10%以上
3. 溶存酸素量	
単独処理浄化槽	0. 3 mg/ℓ 以上
合併処理浄化槽	1. 0 mg/ℓ 以上
4. 透視度	
BODの処理性能	
90 mg/ℓ 以下	7 度以上
60 mg/ℓ 以下	10 度以上
30 mg/ℓ 以下	15 度以上
20 mg/ℓ 以下	20 度以上
5. 塩化物イオン濃度	
単独処理浄化槽	90 mg/ℓ 以上 140 mg/ℓ 以下
6. 残留塩素	検出されること
7. BOD	処理性能以下

(注)

1. 塩化物イオン濃度とは、次式により算定する値をいう。

$$\text{塩化物イオン濃度 (mg/l)} = C - C_0$$
 ここで、Cは処理水の塩化物イオン濃度を表し、C₀は洗浄水の塩化物イオン濃度を表す。
2. 「検出されること」とは、環境省浄化槽対策室長改正通知（平成 14 年 2 月 7 日）第 2 の 6 において示した測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。
3. 合併処理浄化槽の汚泥沈殿率の評価に当たっては、必要に応じ、汚泥の外観、沈殿槽等における固液分離状況及び消毒槽における汚泥蓄積状況の観察、混合液浮遊物質濃度 (MLSS) の測定等を行い、総合的に判断すること。
4. 溶存酸素量の評価に当たっては、必要に応じ、水素イオン濃度、汚泥沈殿率等その他の水質検査項目の測定結果も参考にし、総合的に判断すること。

浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽対策室長 平成 14 年 2 月 7 日 一部改正 環廃対第 104 号）より抜粋